

事業者 各位

受動喫煙防止対策助成金制度の創設について ～ 飲食店、旅館等の中小企業事業主を対象に 10月1日から開始～

職場での受動喫煙防止対策については、昨年12月の労働政策審議会で建議されていましたが、この中で、顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している飲食店、旅館等については喫煙室の設置等の受動喫煙防止対策の取り組みを促進することが求められております。

このため、受動喫煙防止対策助成金制度を創設し、以下のとおり10月1日から開始します。

対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であって、
旅館業、料理店又は飲食店を営む中小企業事業主 であること。

料理店又は飲食店については常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下、旅館業については常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下。

助成対象

一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費
喫煙室以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置に必要な経費

工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、所轄都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

助成率、助成額

費用の1/4（上限200万円）

申請書等提出先

長崎労働局労働基準部健康安全課

詳細は、別添のパフレットを参照ください。（長崎労働局HPに掲載）

申請様式については、長崎労働局HPからダウンロードができますのでご利用下さい

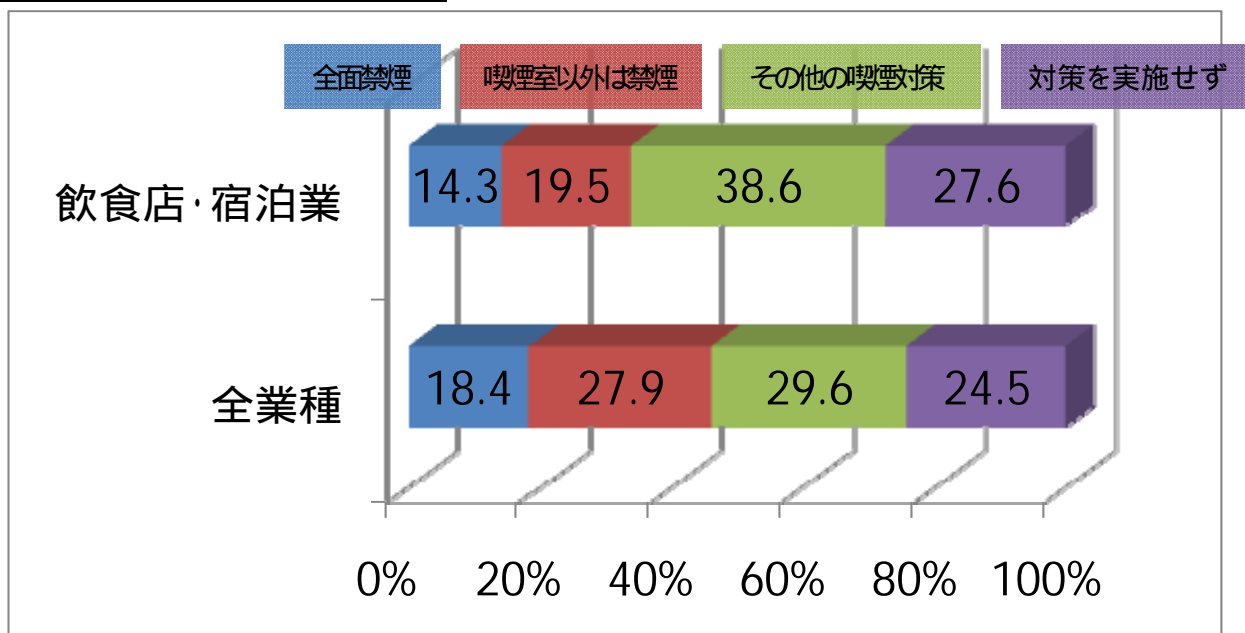
【照会先】

長崎労働局労働基準部 健康安全課

（直通電話）095-801-0032

（F A X）095-801-0031

【参考1】喫煙対策の実施状況



禁煙タイムを設定している、会議、研修等の場所を禁煙にしている等
(資料出所) 平成19年労働者健康状況調査(厚生労働省調べ)

【参考2】受動喫煙防止対策助成金以外の支援事業

これらの事業も10月から開始します。利用する事業場の業種に制限はありません。

受動喫煙防止対策に係る相談支援業務

事業場での受動喫煙防止対策を実施する上での技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を受け付けます(相談料は無料)。必要に応じ、実地指導も行います。

相談ダイヤル：03-3213-1012

(平成23年度事業受託者：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)

職場内環境測定支援業務

受動喫煙防止対策を行う事業場で、職場内の空気環境について把握することを支援するため、デジタル粉じん計及び風速計の無料貸与を行います。

申込受付ダイヤル：03-5625-4296

FAX：03-5600-4907

(平成23年度事業受託者：柴田科学株式会社)